



よいた

町だより 町長川上文平

No.119 5月号

昭和51年5月10日 ■発行/与板町(代表者/与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



常念寺(蓮正寺の内寺(まえでら))歴代の墓碑銘として、良寛さまに書いてもらったものだそうです。この常念寺は、橋以南の父・新木五右衛門富竹の実家・山田家の菩提寺であり、そんな関係で、良寛さまがこの寺へしばしば遊びに来られ、そんなある日、住職に頼まれて、良寛さまは筆をふるったのであろうと思われる。

自然といふはもとよりしからしむるといふことばなり。弥陀仏の御誓のもとより行者のはからしむるにあらざりて南無阿弥陀仏と頼ませ給いて、迎へんとはからはせ給ひたるによりて、行者の善からんと悪しからんと思はぬを、自然とは申すぞと聞きてさぶらふ。つねに自然をさたせば、義なきを義とすといふことばはなほ義のあるべし。

自然といふは、自はおのづからといふ。行者のはからしむるにあらざり。しからしむといふことばなり。然といふはしからしむといふことは、行者のはからしむにあらざり。

親鸞八十八歳御筆「自然法爾章」より

＝風薫る五月＝

1年中で最も快適なシーズン!!

抜けるような青空、さんさんと降りそそぐ日の光、頬をなでるかぐわしい風、どれをとっても明るい5月。冷たい、という感じだった水も、いつの間にか、快く、なって、子どもたちは待っていたように水遊びを始めます。

食べ物といえばやはりタケノコでしょう。タケノコご飯、酢みそあえ、お吸い物、煮つけ、どれもこれもサクサクとした風味は5月ならではのものです。

人口の動き

4月30日現在	
()は3月末との比較	
人口	7,778人 (-14人)
男	3,774人 (-4人)
女	4,004人 (-10人)
世帯	1,786 (-1)
出生	5人
死亡	4人
転入	34人
転出	49人

子どもを水から守る運動	2
与板町消防団	3
副団長表彰授賞	3
戸籍手数料令改正	3
くらしの豆知識	3
社教コーナー	4
公民館長等決まる	5
心配ごと相談所とは	5
県内最低賃金は	5
城山記念スタンプ	5
毒・劇物容器の処理は	6
国税モニター	6
お知らせ	6

おもな内容は

保健衛生だより

- 5月17日 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 S.50.12.1～S.51.3.31迄出生児
- 6月2日 13時30分から14時30分
ツベルクリン反応 母子センター
対象者 S.49.4.2～S.50.4.1迄出生児
- 6月4日 13時30分から14時30分
ツ反判定及BCG 母子センター
対象者 ツ反実施者
- 6月8日 13時30分から15時
母親学級 母子センター
- 6月16日 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
- 5月20・21日 循環器検針
該当者に個人通知

氏名	住所	電話番号
しちりていじ 七里貞次	長岡市表町2-1-13	電話 35-5466
そりまちかずお 反町和夫	長岡市呉服町1-2-11	電話 32-0180
ひろいつぐおき 廣井継興	長岡市東神田3-7-17	電話 32-0314
うえむらまさあき 植村正昭	栃尾市表町7-2	電話 栃2-2052

身近かにいる 国税モニターの御利用を税金について悩んだり、いろいろな意見をお持ちの方も多いかと思えます。そこで、税についての意見や要望をお聞きして、更に改善するために、税務署では、国税モニターを委嘱しています。国税モニターは、納税者の方々の意見や要望、そして苦情などを直接聞き、その声を税務署に伝えております。今年度の長岡税務署管内の国税モニターは次の方々です。みなさん、お気軽に御利用ください。

見や要望をお聞きして、更に改善するために、税務署では、国税モニターを委嘱しています。国税モニターは、納税者の方々の意見や要望、そして苦情などを直接聞き、その声を税務署に伝えております。今年度の長岡税務署管内の国税モニターは次の方々です。みなさん、お気軽に御利用ください。



このような危険物は容器や被包に「医薬用外毒物」と又は、「医薬用外劇物」と表示されており、取扱いは注意されていると思いが、使用後の空容器等を捨てる際は内容物を残すことなく、また水洗等をして他に危害が及ばないよう処理してから捨ててください。

- ◎ あなたの就職にテレホンサービスを!!
- ◎ 長岡職安では、安定所へおいでになれる方のため、電話で求人情報をお知らせしております。
- ◎ お知らせする求人情報は男子・女子求人情報を終日一度に聞かれます。
- ◎ 週二回、新しい情報に取替えます。
- ◎ 電話番号は

長岡(〇二五八)三五局二二三三ですから、ご利用ください。長岡公共職業安定所 家庭児童相談室の開設 家庭に於ける児童福祉の向上を図る施策の一環として、本年四月一日より長岡総合庁舎内に家庭児童相談室が設置され、専門的知識を有する相談員二名により無料で相談に応じて居りますのでお気軽にご相談下さい。

- ◎ 資格は
- ◎ 採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の男女
- ◎ 待遇は
- ◎ 初任給 七三、七〇〇円(衣・食・住・医無料)
- ◎ 身分は
- ◎ 国家公務員の特別職
- ◎ 手続は
- ◎ 役場総務課又は自衛隊新潟地方連絡部へ
- ◎ 試験日は
- ◎ 応募者に直接通知します。

子どもを水から守る運動

四月一日から十月三十一日まで

子どもの水死事故ほど痛ましいものはありません。可愛い我が子が水の変わり果てた姿に、とりすがつて泣きさけぶ母親の姿を見るとき、どうしようもない気持ちにかられます。子ども、特に幼児の水死事故は、毎年春の農繁期の四月下旬ごろから六月上旬にかけて最も多く発生しています。これは、農業地域で危険箇所が多いという特殊事情によるものと思います。



水ぬるむ季節

与板警察署・与板町・与板町社会福祉協議会

●危険な場所
幼児（六才以下）にとって危険な場所は、幼児の行動範囲から、ほとんどが自宅の周囲で発生しています。

●原因別では
水死事故を年令別にみると、水泳によるもの三十二人（二五・八パーセント）その他の水死事故九十二人（七四・二パーセント）となっており、幼児については、保護者の不注意が二十人、危険な水辺の遊び二十六人で、この二つで幼児の事故の九十五・八パーセントを占めています。

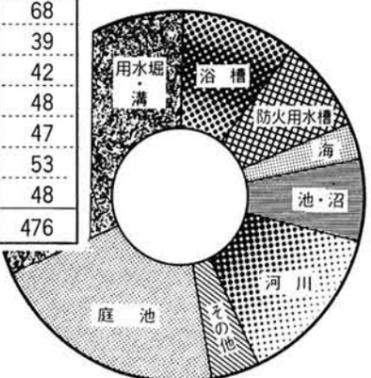
●注意する事項
●専任の子守りをつける。
●幼児から目を離さない。
●池、沼、用水堀、水槽、防火用水槽の付近で幼児

●原因別では
水死事故を年令別にみると、水泳によるもの三十二人（二五・八パーセント）その他の水死事故九十二人（七四・二パーセント）となっており、幼児については、保護者の不注意が二十人、危険な水辺の遊び二十六人で、この二つで幼児の事故の九十五・八パーセントを占めています。

を遊ばさない。家庭内の浴槽、水槽、洗たくたらい、バケツも危険です。庭先の池は幼児の墓場、最も危険です。ここで遊んでいざいざでは安心できません。幼児同志は一人遊びと同じ、溝に落ちても助ける能力がありません。水死事故は「海や川」ばかりではありません。水さえあれば、深さ、量に関係なく幼児は水死します。

I 表 幼児の場所別水死事故(県警本部) 昭和42~50年

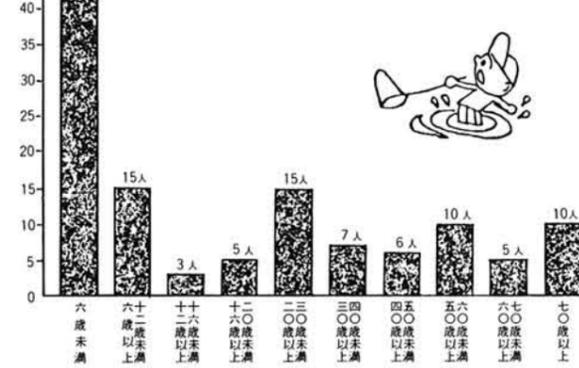
場所別 年別	場所										計
	浴槽	防火用水槽	庭池	水泳プール	池沼	用水堀・溝	河川	海	その他	計	
42	4	5	15	2	2	21	14	3	1	67	
43	3	4	22	1	1	18	10	1	4	64	
44	4	7	15		1	30	6	1	4	68	
45	6	4	3		4	12	7		3	39	
46	9		10		3	10	5	2	3	42	
47	6	7	3		8	18	4	1	1	48	
48	3	3	12		3	16	9	1		47	
49	5	7	4	1	10	15	7	4		53	
50	9		14		1	13	6	2	3	48	
計	49	37	98	4	33	153	68	15	19	476	



農繁期に多い 幼児の水死事故

●救助の方法には!!
①岸から救助する。
②自分の背の立つところまで水に入って救助する。
③小舟やボートで救助する。
④泳いで救助する。
以上の方法があります。泳いで救助する場合は、救急法をマスターしていないと非常に危険です。たとえ、救助法に自信があっても泳いで救助するのは、最後の手段です。
●泳がないで「救助する方法」
(1)手を伸ばす。
(2)岸の上に腹ばいになり、片手は、木、枝、草につかまると、一方の手を伸ばし、手を伸ばし、首や肩、頭髪をつかんで引寄せ、片足を伸ばして救助する。
(3)手が届かないときは、何かにつかまらせて足を伸ばしてや

年令別水死事故調(県警本部調) 昭和50年中 水死者総数 124人



(6)上衣や棒を利用して救助する。
手、足を伸ばしても届かないときは、着ている上衣、シャツ、ズボンなどを脱ぎ、一方の端をぎつて、たたきつけるようにして投げつけてつかまらせる。
(4)ロープ等を利用して救助する。
片方の端に輪をつくり、一端を左足にふんでおくか木にしばる。全長の三分の二を右手、三分の一を左手にもって下手投げの方法で、輪の部分がメートル位先に行くように投げ、静かに引いてつかまらせる。ロープを張るようにして引張れば腕が伸びて顔が水面に出る。

功績章 精績章 石田・皆川 両副団長が表彰

日本消防協会は昭和五十年年度定例表彰として与板町消防団石田政次、皆川重衛両副団長を表彰いたしました。「人生の半分は消防を通じて社会の役に立ちたい」とひたむきな努力をされている両副団長に敬意を表し益々のご活躍を期待いたします。



石田副団長

昭和二十四年消防団員を拝命、昭和三十二年部長、昭和三十七年分団長、昭和四十年本部訓練部長となり幹部並に団員の教育訓練に長期に渡り、献身努力され県の操法大会に上位入賞の原動力となり、昭和四十六年より副団長として団員



皆川副団長

昭和二十二年入団以来、常に消防人として使命達成につとめ、昭和三十七年部長、昭和四十四年分団長、昭和四十九年副団長となり地域住民に対する防火思想の普及に積極的貢献されている。



皆さんのご協力を!! 5月1日~6月30日

戸籍手数料が改正

戸籍手数料令が五月一日から改正され、今まで一枚七十円の枚数単位であったものが、枚数に関係なく一通単位となりました。

項目	枚数	手数料
戸籍簿抄本	一通	二〇〇円
除籍簿抄本	一通	三〇〇円
受理証明書	一通	一〇〇円
戸籍記載事項証明書	一件	一〇〇円
除籍記載事項証明書	一件	二〇〇円
戸籍簿閲覧	一件	一〇〇円
除籍簿閲覧	一件	二〇〇円
届書類閲覧	一件	一〇〇円

※郵便で戸籍の謄本、抄本を請求される方は、郵便切手により定額小為替を利用して手数料を納入して下さい。

ゴキブリ駆除

生感・習性は繁殖期のピークは6月中旬から下旬にかけて。一生のうち15~90回卵を生みますが、一卵は14~28個の卵で構成されるといいますから、殖えるわけです。習性としては①暗くて湿気のある暖かい場所を好む、例えば、キッチンセットの後、ガスレンジの下、壁と戸棚のすき間、引き出しの奥や裏、冷蔵庫や炊飯器などの熱をも

テレホンサービス5月予定表

日	曜	テーマ	日	曜	テーマ
1	土	17 月	17	月	飲用乳の試買テスト結果
2	日	18 火	18	火	消費生活相談事例
3	月	19 水	19	水	加工食品の価格動向
4	火	20 木	20	木	キヤット・シュカ
5	水	21 金	21	金	正しい利用法
6	木	22 土	22	土	消費生活相談事例
7	金	23 日	23	日	植物たんばくの表示
8	土	24 月	24	月	
9	日	25 火	25	火	
10	月	26 水	26	水	
11	火	27 木	27	木	
12	水	28 金	28	金	
13	木	29 土	29	土	
14	金	30 日	30	日	
15	土	31 月	31	月	
16	日				

ダイヤルしましょう (0252) 67-7000 今すぐ役立つ消費者情報「ハイ県くらしのダイヤルです」

以上のことを認識して、幼児が危険な水辺に近よらないようによく言い聞かせ、もしよその子どもでも危険な水辺で遊んでいたら、ひと声注意するように心がけて、子どもをいたづらに水から遠ざけるだけでなく、

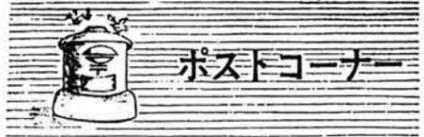
年令に応じた水に対する正しい認識をもたせてください。これらの点に、充分注意して、悲惨な事故が起きないように皆さんのご協力をお願い致します。



つ器具の下や裏側などで、ふだん人の手の届かないところ。①群をなしている。②あげたような個所に10匹ぐらいたまっています。③部屋の間を歩く。繁殖させないことが第一です。繁殖期に入る前に、

くん煙剤で巢をいぶし、一ヶ月後にもう一度行います。これは、一回目の生き残り分とその後に卵からかえったものをねらうためです。ゴキブリが歩きまわるところ、たとえば部屋の隅などに専用殺虫剤を2~3ヶ月ごとに塗布しておきます。さらに出沒する可能性の高い野菜箱などの近くに捕獲器を用いれば万全といえます。もちろん台所を清潔に保ちエサを与えないのが一番の予防法です。

○街はこみあっています 電話なら街をスイスイ 交通戦争といふことばがもはやピンとこないぐら私達は交通ラッシュに慣らされてしまったようです。この交通ラッシュを少しでも緩和させる代替策に電話がその役割を果たす切り札ではないでしょうか? 私達のまわりを見たりテクテク歩いて行かなくとも電話一本ですませる用事がずいぶんあることに気がつきます。「電話でこんなことを依頼するのは失礼だ」、「電話でいってば、相手に軽くみられないだろうか」、「電話ではね!」ということはもう古いといつも過言ではないと思えます。訪問を受けるサイドでも、長時間お相手しなればならない面接訪問より用件だけを圧縮して聞ける電話訪問を歓迎する傾向がますます増大しています。おつなぎします しあわせな明日へ



ポストコーナー

800万円にアップ 簡易保険の保険金

簡易生命保険法の一部改正に伴い、昨年12月27日から、簡易保険の保険金の最高制限額が一人500万円から800万円にアップしました。このアップにより、今まで高額な契約ができなかった方にも、御利用いただくことができるようになりました。

戻ってきたはがきの再差し出し

「転居先不明で配達できません」「あて名不完全で配達できません」「あて所に尋ねあたりませんでした」と表示されて差し出人に戻ってきたはがきは、その表示を消して正確にあて名を書き出し、表面の見やすいところに「再差し出し」と書して、新たに郵便切手をはり、再び差し出すことができます。

最高30万円になりました ゆうゆうローンで御用立て

皆さまから「貯金しながら借りられる」ということで御好評をいただいている「ゆうゆうローン」は、昨年12月27日から御用立て金額が一人最高20万円から30万円にアップしました。これからは、何かと出費のかさむ時期になります。このような時御利用いただけるのが郵便局の「ゆうゆうローン」です。「ゆうゆうローン」は、定額・定期・積立の各貯金を御利用いただいている方などなたでも利用でき、これらの貯金を担保に御用立てをいたします。御用立て金額は、貯金額の90%以内、期間は6カ月以内です。

城山 登城スタンプ!!



県指定文化財・直江山城守兼統城址の「城山」登城記念スタンプができました。城山は、広く世間に知られ、町の観光資源のシンボルであり、家族ハイキング・観桜会などに、豊富な緑を充てる手頃な旧跡です。このスタンプは、城山と城州公碑をデザインしたもので、城山案内所(堤下・吉田クリニング店)にあります。ご利用ください。

親しまれ・愛される公民館に

与板町公民館長 高木省一



就任挨拶

このたびは去る四月一日付をもって、与板町公民館長の任命を受け、町の社会教育の一端を担当することになりました。

二年前、学校教育の場を去るにあたり、人の子を教育することの難しさを、

生計をかけた自らの専らのおたより



門前であり、四十一年の経験を経て、今再び私にとつて未知の社会教育の分野に、しかも公民館長という重責を担うことになりました。顧みていくに思いがたかたか、この道の先達各位の御指導や、広く町民各位の御鞭撻のもとに、自ら鞭打ちながら努めたい所存であります。よろしくお力添え下さるようお願いいたします。就任早々のある日、大先輩である某先生から、真心こもる暖かい御激励のお言葉を賜わり、「きれいごとでなく、地に着いた堅実な活動をしよう」として「与板町公民館ならではの特色を持った独自性ある運営を望みたい」と、お諭しいただきました。まことに大切な御教訓であり、そのように努力したいと思っております。複雑多様な思いを胸に、人生観や価値観を異にし、多用な日々を忙しく駆けまわらざるを得ない現代社会の中にあって、わが与板町が内蔵する問題は何か、これを社会教育の面から究明し、

公民館活動の上に生かす方法を求めていき、与板町としての特色あるものが生まれるであろうと考えます。近年に至り国を挙げて生涯教育の問題がとりあげられ、重視されてきました。これは、おそすぎた感はあるものの、喜ばしいことでもあります。誕生から老年期に至る生涯すべての時期が教育の機会であり、生活している毎日のその場その時が教育の場でもあります。このことを各人が自覚し、成長の糧を自ら求め、また求めるものたち同志が相集まり、助けあい、励ましあつて進んでいくように援助申しあげることが、公民館活動の大きな眼目の一つではなからうかと思っております。人間生涯を通し共通して求められることは、日々の生命を有難く感謝し尊重し生きることに喜びと生き甲斐を感じ、心に充実感を持つた日々を送ることでありましょう。公民館がこのために皆さまのお役に立ち、気軽に利用していただけるようお願いしたいのです。この道の先達で、立派な足跡を残された故大久保先生の御業績を偲び、非才のわが身を顧み面映ゆく感じていますが、広く町民の皆さま方から従前以上に親しま愛される公民館に育てて下さるようお願いいたします。就任の挨拶といたします。

心配ごと相談所とは

今月の相談日・11・18・25日と6月1・8日

この義務感について、戦後に薄れてきたよ

うに思われ道義に陥つた感がありすが、憲法には厳然と定められ人の道として確立されています。民法第六章がそれです。1 直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養をする義務がある。2 家庭裁判所は特別の事情がある時は前項に規定する場合の外、三親等内の親族間に於ても扶養の義務を負わせることができる。

とありますから親族の殆んどか、わりがあることになり。その扶養の順位が内々で話し合いが着かぬ時、扶養の程度方法、その他扶養の変更取消等々については、家庭裁判所がこれを定められます。結局、内輪もめが無ければ屹度良く行く筈です。その上これ以上は無理とあれば生活保護法等の適用がある訳ですが、相談員や民生委員がこれら関係の心配どしについてご相談を受けまして、おいらぬ点もここにありま。要は平素から、皆んな仲よく人の和につくし合います。

相談員 田村記

新潟県内の最低賃金(続き)

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。(最低賃金法第5条第1項)

最低賃金の件名	最低賃金額	但書
新潟県 繊維産業 最低賃金	1日 2,040円(短時) 1時間 255円	① 糸織り、糸始末、清掃その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 ② メリヤス製品縫製業又は衣服、その他の繊維製品製造業に係る業務に従事するものについては、1日 1,940円(短時) 1時間 243円
木材・木製品・家具・装備品製造業 最低賃金	1日 2,170円(短時) 1時間 272円	① 家具製造業又は建具製造業に係る業務に従事する者であつて、雇入れ後9箇月未満の技術習得中のもの ② 家具・装備品製造業に係る業務のうち、袋詰め、接着、塗装下塗り、下仕上げ、先取り、炊事、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 ③ 木材・木製品製造業に係る業務のうち、魚箱づくり、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するものについては、1日 1,980円(短時) 1時間 248円
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業 最低賃金	1日 2,350円(短時) 1時間 294円	① 自動車の整備業に係る業務に従事する者であつて技術習得中のもの ② 電気機械器具部品、精密機械器具部品又は調理・食卓用品の組立て又は加工の業務のうち、組線、巻線、はんだ付け、かしめその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者(④に掲げる者を除く) ③ 包装、検品、刃物の油ひきその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、1日 1,960円(短時) 1時間 245円 ④ 電球製造業に係る業務に従事する者 ⑤ 清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、1日 1,880円(短時) 1時間 235円

※その他最低賃金について、不明の点があれば最寄りの監督署又は基準局にお問い合わせ下さい。

公民館長・各委員さんが決まりました

(順不同・敬称略)

公民館長・分館長

与板町公民館長 高木 省一

本与板分館長 山崎 弥作

黒川分館長 倉品 斌

榎原分館長 高居 弥忠太

社会教育委員

池上 大 一・五十嵐俊英

丸山 幸 一・小林 靖国

丸山 英 二

公民館運営審議委員

青野 正英・風間 正一

五十嵐俊英・真島 肇



川はみんなのもの 美化・保全にご協力を!! 町には、大小の川が流れています。川は、昔から私たちの生活を支え、文化を育ててきました。水道・田畑のかんがい・工業用水、またレジャーなどに、川は私たちに大きな恵みを与えてくれます。みんなで川をきれいにしましょう。*ごみは、定められた場所に棄てましょう。

グループ紹介

野球協会

草野球からプロ野球まで幅広い人達から愛されている野球。我野球協会は、創立以来四十余年の伝統のある協会です。一つの白球に全員が全神経を集中し、打ち・走り・取り・投げ、知らず知らずのうちに夢中にさせてくれます。すばらしいスポーツではないですか。我野球協会は、全国軟式野球連盟に加入しており、中越・県・北信越大会と云うように全国大会まで続いております。郡大会では、天皇、高松宮杯、国民体育大会軟式部県知事杯等の試合が組まれております。協会々員数は、十九名です。平均年齢二十四才。五月より毎週金曜日午後八時より中学校グラウンドで練習しております。野球の好きな方、やってみませんか。